



平成24年5月11日

各 位

会 社 名 都 築 電 気 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 日浦 秀樹
(コード番号 8157 東証第2部)
問合せ先 総 務 部 長 佐藤 一英
(TEL. 03-6833-7702)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年6月28日開催の第72回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 取締役会の機動性を高め、意思決定の迅速化を図るため、現行定款第21条（取締役の員数）を20名以内から15名以内に減員するものであります。
- (3) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議により取締役および監査役の責任を法令の限度で責任を免除できる旨、ならびに社外取締役または社外監査役として優秀な人材を迎えるため、また、その期待される役割を十分に発揮できるよう、両者との間で責任限定契約を締結することが可能となる規定を変更案第32条（取締役の責任免除）、変更案第43条（監査役の責任免除）に新設するものであります。

なお、本議案第32条の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ています。

- (4) その他文言の一部修正を行うものであります

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年6月28日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成24年6月28日（木曜日）

以 上

別紙

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする (1) 電気通信機器の販売、工事および保守 (2) コンピュータ・ソフトウェアの開発、販売およびコンサルティング (3) 情報ネットワークシステムの設計、開発、販売およびコンサルティング (4) 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス (5) 電気工事および電気通信工事の請負 (新設) (新設) (新設) (6) 一般・特定労働者派遣事業 (7) 損害保険代理業 (8) 古物の売買 (9) 前各号に付帯または関連する一切の業務 (取締役の員数) 第21条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。 (新設) 第32条～第34条 (条文省略)	(目 的) 第2条 (現行どおり) (1) 電気通信機器の<u>企画、製造、販売、</u>工事および保守 (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (現行どおり) (5) (現行どおり) (6) <u>電子デバイス、電子機器・装置の製造、販売、ハードウェア・ソフトウェアの開発およびコンサルティング</u> (7) <u>環境機器・装置の販売、設置、保守</u> (8) <u>不動産の賃貸および管理業務</u> (9) (現行どおり) (10) (現行どおり) (11) (現行どおり) (12) (現行どおり) (取締役の員数) 第21条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。 (取締役の責任免除) 第32条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(取締役であつた者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2 <u>当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第33条～第35条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を越えることはできない。 第36条～第41条 (条文省略) (新設) 第42条～第48条 (条文省略)	(監査役の任期) 第36条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 4 (現行どおり) 第37条～第42条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第43条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2 <u>当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第44条～第50条 (現行どおり)